

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第二項各号又は第三項各号のいずれにも該当しないと認められる化学物質その他の同条第五項に規定する評価を行うことが必要と認められないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質の一部を改正する件（案）」に対する意見公募の結果について

令和 4 年 3 月 3 1 日

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室
環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室

令和 4 年 1 月 7 日付けで「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第二項各号又は第三項各号のいずれにも該当しないと認められる化学物質その他の同条第五項に規定する評価を行うことが必要と認められないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質の一部を改正する件（案）」に対する意見公募を行ったところ、以下のとおり御意見を頂きました。

頂いた御意見並びに御意見に対する厚生労働省、経済産業省及び環境省の考え方を別紙に取りまとめましたので公表します。

今回御意見をお寄せいただいた皆様に厚く御礼申し上げます。

1. 意見公募の実施方法

- (1) 意見募集期間：令和 4 年 1 月 7 日（金）～令和 4 年 2 月 6 日（日）
- (2) 資料入手方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、厚生労働省・経済産業省及び環境省のホームページ、窓口配布
- (3) 意見提出方法：e-Govの意見提出フォーム、電子メール又は郵送

2. 御意見等の総数

2 件

3. 問合せ先

- 厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室
TEL：03-5253-1111（内線2424）
- 経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室
TEL：03-3501-1511（内線 3701）
- 環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室
TEL：03-3581-3351（内線 6367）

(別紙)

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第二項各号又は第三項各号のいずれにも該当しないと認められる化学物質その他の同条第五項に規定する評価を行うことが必要と認められないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質の一部を改正する件(案)」に対する御意見及び御意見に対する考え方

	御意見	御意見に対する考え方
1	悪意を持った事業者が、届け出が不要になることにつけ込んで、悪事を働くことはないのでしょうか？	本改正は、意見募集対象の別添1に掲げる化学物質について、当該化学物質による環境の汚染により人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがないと認められるものであるため、国によるリスク評価を行う必要がないものとして、当該リスク評価に必要な製造・輸入実績数量等の届出を不要とするものです。化学物質の製造・輸入等の取扱いに係る規制を緩和するものではありません。
2	製造数量等の届出を要しない一般化学物質の選定の考え方について (2)自然界に本来大量に存在する化学物質 ③生体の生命活動に必須又は重要な化学物質として、セルロースが挙げられている。セルロースは化審法番号が存在しないので、新規化学物質となるのか？ 新規化学物質ではなく既存化学物質であればその根拠は？ また、届出不要物質一覧にセルロースが掲載されていないので、製造数量等の報告は必要か？ 製造数量等の報告が不要であれば、なぜ一覧に記載がないのか？	化審法は、人為的に化学反応を起こさせて製造される化学物質を対象としています。一方、天然に存在する物質は人為的に化学反応を起こして得ているものではないため本法の対象となりません。 ただし、一般に、自然界に本来大量に存在する化学物質であっても、その化学物質を人為的に化学反応を起こさせて製造しようとする場合、本法の規制対象となり得ます。本法の規制対象となる化学物質であり、化審法官報公示整理番号が付与されていない場合は、新規化学物質として届出等が必要となります。 また、上市後は一般化学物質等の製造・輸入実績数量等の届出の対象(年間1トン以上製造・輸入した場合)となります。なお、本法第55条に規定する他法令の適用を受ける場合は、化審法の対象外となります。 セルロースについても、上記のとおり、化審法の適用について判断されることとなります。また、届出不要物質一覧には掲載されていないので、上記のとおり本法の規制対象になる場合は、一般化学物質等の製造・輸入実績数量等の届出の対象(年間1トン以上製造・輸入した場合)となります。